

東京都西部地区の高等学校等における 特別支援教育の推進状況 3

○加藤 宏昭¹⁾ 吉池 久²⁾

(¹⁾東京都教育庁 (²⁾都立南大沢学園)

KEY WORDS: 高等学校 特別支援教育 合理的配慮

1 目的

平成 29 年 3 月に文部科学省が作成した「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」によれば、「特別支援教育体制整備状況調査」からは着実に体制整備が進んでいることが分かる一方で、幼稚園及び高等学校については、小学校及び中学校と比較すると整備が遅れており、迅速な教育支援体制の整備が求められている、とされる。

また、平成 28 年 4 月に、いわゆる障害者差別解消法が施行されたことで、合理的配慮の概念が広く社会に浸透しつつあることから、高等学校等における特別支援教育の体制整備は喫緊の課題と言える。

本研究は、高等学校等における特別な支援を必要とする生徒への支援の実際について学校管理職を対象に調査を行い、現状と課題及び各校が行っている合理的配慮を把握し報告することで、高等学校における特別支援教育のさらなる推進・充実を目的とする。

2 方法

調査時期：2015 年、2016 年、2017 年の 1 月～2 月
 調査対象：東京都西部地区の高等学校等 64 校 73 課程
 （中等教育学校後期課程含む、通信制教育課程を除く。）
 調査方法：質問紙調査（電子メールによる）回収率 100%
 調査項目：国立特別支援教育総合研究所 2012 を参考

3 結果と考察

過去 2 年間の調査結果との比較を行うため、過去 2 年間と同様に、調査対象校を以下の 3 つの群に分けて分析した。

	各群の特色	課程数	割合
I 群	大学進学者が多い	36	49%
II 群	大学進学者と就職者が混在する	22	30%
III 群	就職者が多い	15	21%

(1) 学習面、行動面において気になる生徒の在籍割合

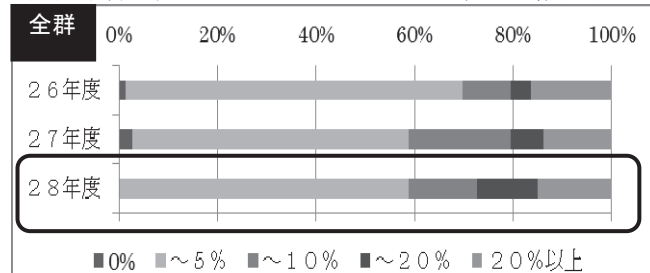


図 1 学習面、行動面において気になる生徒の在籍割合

全課程で、学習面、行動面において気になる生徒が在籍するという回答が得られた。進学校等において、学校生活に困難を感じながらも顕在化しにくい生徒に対して教員が気付くことができる体制が構築されつつあること

とがうかがえる（図 1）。各群で最も多かった在籍割合は、I 群「5%未満在籍」（約 90%）、II 群「11~20%在籍」（約 40%）、III 群「20%以上在籍」（約 50%）であった。

(2) 組織的な対応のための基盤の構築

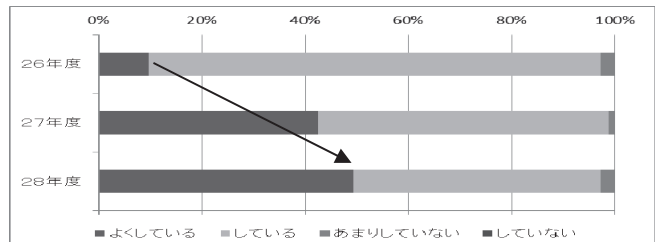


図 2 気になる生徒についての教職員間の情報交換状況

教員同士で気になる生徒について情報交換を「よくしている」課程が、約半数となった。群間の比較では、I 群約 50%、II 群約 40%に比べ、III 群は約 75%と高かった。これについては、気になる生徒の在籍割合の高さとの関連が推測される。

(3) 特別支援教育の推進に関して

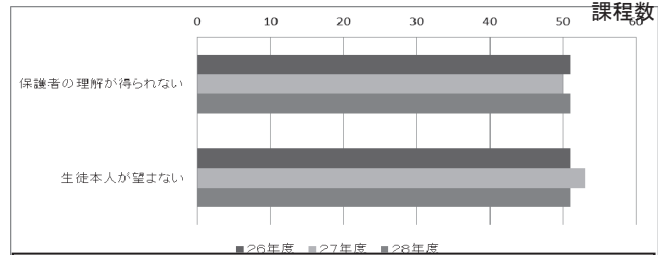


図 3 特別支援教育を行う上で支障となると考えること

「本人・保護者の理解が得られない」ために特別な支援が行えないと考えている課程が約 50 課程あった（図 3）。

各校で行われている合理的配慮では、「幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための取組」が多く見られた（図 4）ことから、各校が特別支援教育を推進しやすい環境をつくろうと動いていることがうかがえる。

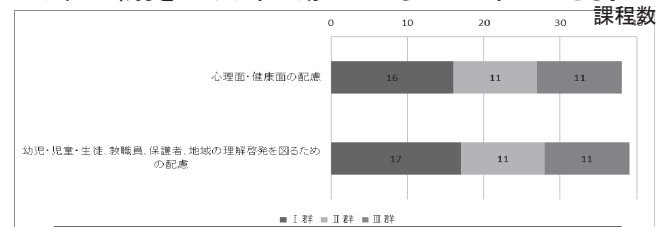


図 4 現在行っている合理的配慮（上位 2 項目）

4 今後の課題

ユニバーサルデザインの観点から実際の支援を行い、その成果を生徒・保護者に実感してもらうなどの取組から、本人や保護者の理解啓発が促されることも考えられる。各校が具体的な取組を行えるよう、行政の行う事業を通して、特別支援学校を始めとする専門機関との日常的な連携の促進をより進めていく必要がある。

(KATOU Hiroaki, YOSHIIKE Hisashi)